

# 磐田市下水排除基準

平成27年10月21日現在

対象物質又は項目	特定事業場	非特定事業場	
		排水量50m <sup>3</sup> /日以上	排水量50m <sup>3</sup> /日未満
1 カドミウム及びその化合物	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
2 シアン化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
3 有機燐化合物	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
4 鉛及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
5 六価クロム化合物	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
6 ひ素及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
7 水銀, アルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下
8 アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
9 ポリ塩化ビフェニル (PCB)	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下
10 トリクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
11 テトラクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
12 ジクロロメタン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
13 四塩化炭素	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
14 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下
15 1,1-ジクロロエチレン	1mg/L以下	1mg/L以下	1mg/L以下
16 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
17 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
18 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
19 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
20 チウラム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
21 シマジン	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
22 チオベンカブル	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
23 ベンゼン	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
24 セレン及びその化合物	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下	0.1mg/L以下
25 ほう素及びその化合物	10mg/L以下	10mg/L以下	10mg/L以下
26 ふっ素及びその化合物	8mg/L以下	8mg/L以下	-
27 1,4-ジオキサン※	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下	0.5mg/L以下
28 フェノール類	5mg/L以下	5mg/L以下	-
29 銅及びその化合物	3mg/L以下	3mg/L以下	3mg/L以下
30 亜鉛及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
31 鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	-
32 マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L以下	10mg/L以下	-
33 クロム及びその化合物	2mg/L以下	2mg/L以下	2mg/L以下
34 ダイオキシン類	10 pg - TEQ/L以下	10 pg - TEQ/L以下	10 pg - TEQ/L以下
35 温度 (°C)	45 (40)°C未満	45 (40)°C未満	45 (40)°C未満
36 アンモニア性窒素等含有量	380 (125) mg/L以下	380 (125) mg/L以下	380 (125) mg/L以下
37 水素イオン濃度 (pH)	5 (5.7) を超え 9 (8.7) 未満	5 (5.7) を超え 9 (8.7) 未満	5 (5.7) を超え 9 (8.7) 未満
38 生物化学的酸素要求量 (BOD)	600 (300) mg/L未満	600 (300) mg/L未満	-
39 浮遊物質質量 (SS)	600 (300) mg/L未満	600 (300) mg/L未満	-
40 ノルマルヘキサン抽出物質含有量			
1) 鉱油類	5mg/L以下	5mg/L以下	5mg/L以下
2) 動植物油脂類	30mg/L以下	30mg/L以下	30mg/L以下
41 よう素消費量	220mg/L未満	220mg/L未満	220mg/L未満

1) No.25, 26に係る基準は、河川その他の公共用水域を放流先とする下水道に排除する場合に適用する基準

2) ( )内は、製造業又はガス供給業の用に供する施設に適用する基準

は、下水道法施行令第9条4項による

は、磐田市下水道条例第21条から第23条による

3) トリクロロエチレンの適用猶予については、水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令による

4) エチレンオキサイド, エチレングリコール製造業における1,4-ジオキサンの暫定基準は6mg/L